

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会内部監査実施規程

平成16年2月17日制 定

平成16年5月11日一部改正

平成19年4月13日一部改正

(趣旨)

第1条 愛知県水田農業構造改革事業推進協議会規約に定める業務及び資金管理に関する内部監査は、この実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査は半期ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第4条 監査員は、内部監査の実施に当たって責任者を1名定め、事前に実施計画を作成し、内部監査に当たるものとする。

(内部監査結果の報告)

第5条 監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果をとりまとめ、内部監査報告書を作成し会長に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降の最初の総会に報告するものとする。
- 3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後5年間保管するものとする。

(内部監査結果不適合の是正)

第6条 内部監査責任者は、内部監査の結果不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の事務責任者に指示するものとする。

- 2 前項の指示を受けた被内部監査部門の事務責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。
- 3 前項の被内部監査部門の事務責任者は、是正措置が終了した場合、速やかにその結果についての報告書を作成し、内部監査責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた内部監査責任者はその内容を確認し、会長に報告した上で、報告を受けた日以降の最初の総会に報告するとともに、その記録を当該事業年度終了後5年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号

農林水産事務次官依命通知)、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱(平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知)、水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)、耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生畜第2751号生産局長通知)、県協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、理事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年2月17日から施行する(一部改正:平成16年5月11日、平成19年4月13日)。